

事業報告書等の提出がない特定非営利活動法人に対する事務処理方針について

特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、事業報告書等を所轄庁である知事に提出しなければならないと規定されており(特定非営利活動促進法第 29 条第1項)、その提出期限は事業年度終了後3月以内と定められている(特定非営利活動促進法施行条例第7条)。

そこで、本県では、事業報告書等が未提出の法人に対し、以下のとおり事務処理を行うこととする。

(督促)

- 1 事業報告書等の提出期限経過後、未提出の法人の代表者あて電話(FAX、電子メールを併用)による督促を行う。
- 2 提出期限から1月を経過した場合、法人の代表者あて文書による督促を行う。

(過料事件通知)

- 3 文書による督促に応じない法人については、特定非営利活動促進法第 49 条第1項第5号に基づき那覇地方裁判所への過料事件通知を行う場合がある。

(聴聞)

- 4 2の督促書に定めた提出期限から2月を経過し、かつ、3年以上にわたって事業報告書等の提出を行っていない法人については、行政手続法第 13 条第1項第1号イに基づき、聴聞を行う。

(設立の認証の取消し)

- 5 聴聞を行ったあと、特定非営利活動促進法第 43 条第1項に基づき、設立の認証の取消しを行う。(代表者あて行政処分通知書を配達証明にて送付)

附 則

- 1 この事務処理については、平成 19 年1月 16 日より実施する。

特定非営利活動促進法

(事業報告書等の提出及び公開)

第29条 特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度1回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等(その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。)を所轄庁に提出しなければならない。

(設立の認証の取消し)

第43条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。

第49条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。

五 第29条第1項の規定に違反して、書類の提出を怠ったとき。

特定非営利活動促進法施行条例

(事業報告書等の提出)

第7条 法第29条第1項の規定による書類の提出は、毎事業年度終了後3月を経過する日までに行わなければならない。

行政手続法

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞

イ 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

ロ イに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ハ 名あて人が法人である場合におけるその役員の解任を命ずる不利益処分、名あて人の業務に従事する者の解任を命ずる不利益処分又は名あて人の会員である者の除名を命ずる不利益処分をしようとするとき。

ニ イからハまでに掲げる場合以外の場合であって行政庁が相当と認めるとき。

(2) 前号イからニまでのいずれにも該当しないとき 弁明の機会の付与

事業報告書未提出法人への対応フロー

期 日	事務処理	内 容	例
<p><事業年度終了></p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p style="text-align: center;">3か月</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		法人は、3月を経過する日までに事業報告書等を知事あて提出	3月31日
<p><提出期限></p>		<u>事業報告書等未提出</u>	6月30日
1か月後	電話等による督促	法人の代表者あて電話等により督促	7月1日以降
1か月後	文書による督促	法人の代表者あて督促書を送付 ↓ 督促書が法人に届かない場合は、代表者の自宅に送付 ↓ 代表者の自宅に届かない場合は、全理事の自宅に督促書の写しを送付	7月31日
3か月後	(過料事件通知)	書類の提出がない場合は那覇地方裁判所に過料事件の通知をすることがある	9月30日
//	聴 聞 通 知	(以下、3年以上にわたって未提出の法人が対象) 代表者あて聴聞通知書を送付(配達証明)	//
4か月後	聴 聞	聴聞通知書の内容に基づき、聴聞を行う	10月31日
4か月半後	設立認証の取消し	代表者あて行政処分通知書を送付(配達証明)、設立の認証の取消し	11月15日
設立認証取消し後	県HPへの掲載	県県民生活課のホームページに設立の認証取消しがあった事実を掲載	